

学習用端末（タブレット）の利用ルール

青梅市教育委員会

1 タブレットおよびアカウントを利用する目的

- (1) タブレットおよびアカウントは、学校や家庭で学習する目的だけに使います。
- (2) SNSの利用、ゲーム、アニメ動画の視聴など、学習に関係ないことに使ったり、学習に不必要な言葉を検索してはいけません。
- (3) 学習に関係のないチャット等のために友達同士で文章などを共有してはいけません。
- (4) 教育委員会で検索やログイン時間などの利用履歴を収集しています。不適切な利用が発覚した場合、おうちの方や学校へ情報共有したり、利用を一時的に停止する場合があります。

2 タブレットの管理と取扱い

- (1) タブレットは卒業または転校するまで同じものを使い続けます。また、学校に返したあとは別の人が使います。壊したり、汚したり、濡らしたり、なくしたりしないよう大切にしてください。
- (2) 先生から指示があった場合を除き、ほかの人に貸したり使わせたりしてはいけません。
- (3) タブレットに重いものを乗せたり、力強く画面を閉じたり、乱暴に扱わないでください。また、水がかかると故障の原因となるので、トイレやお風呂で使わないでください。
- (4) もしも壊れたり落としたりした場合はすぐに担任の先生かおうちの方に伝えて、おうちの方から担任の先生へ「学習用端末破損等届」を出してもらいましょう。
- (5) タブレットに貼ってあるシールは剥がさないでください。

3 安全な利用

- (1) タブレットの利用について必ずおうちの方と話し合い、ルールを決めて利用しましょう。
- (2) タブレットは、夜12時から朝6時までは使えません。
- (3) 使わないときは、おうちの方の目の届くところに置きましょう。
- (4) 学習に関係のないサイトやあやしいサイトに入ってしまった

- ときは、すぐに担任の先生かおうちの方に報告しましょう。
- (5) 勝手に設定を変更したり、アプリを入れたり消したりしてはいけません。
- (6) 誰のものかわからない、あやしい Wi-Fi に接続してはいけません。

4 情報モラル

- (1) ほかの人のタブレットやアカウントを勝手に使ってはいけません。
- (2) 自分やほかの人の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス、アカウント情報、画像など）を、書き込んだり共有したりしては絶対にいけません。
- (3) 写真や動画を撮影するときは、相手（撮られる人、撮られる物の持ち主など）の許可をもらってから撮影しましょう。
- (4) 共同編集では、他の人の意見を勝手に削除したり、落書きを加えたりしてはいけません。
- (5) 情報を発信・書込みするときには、誰かを傷つけたり、嫌な気持ちにさせたり、公の場にふさわしくない言葉遣いになったりしないよう、十分に気をつけてください。

5 健康のために

- (1) 正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように注意して使用しましょう。目と端末の距離は 30cm 以上離しましょう。
- (2) 明るい部屋で使いましょう。
- (3) 30分に1回は20秒以上目を休めましょう。
- (4) 寝る1時間前からは、使用を控えましょう。

【発行者】

青梅市教育委員会 指導室
指導主事・指導係情報担当

電話 0428-22-1111

(内線 2376・2373)